

一般財団法人野辺地町観光協会定款

改正 令和3年5月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人野辺地町観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県上北郡野辺地町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、野辺地町及びその周辺の観光資源及び観光物産の紹介、観光施設の整備並びに郷土文化の振興を図り、もって、野辺地町の観光事業の健全な発展と、地域経済の発展に寄与し、併せて、町民の生活、文化及び経済の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する事業・イベントの企画及び実施並びに支援に関する事業
- (2) 観光情報の収集及び発信に関する事業
- (3) 観光資源の保護・整備及び開発に関する事業
- (4) 物産品の開発、紹介及び頒布に関する事業
- (5) 野辺地町の歴史、文化（食文化を含む）等の紹介に関する事業
- (6) 野辺地町観光物産PRセンターの管理運営に関する事業
- (7) 各観光関連団体等との連携に関する事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者の名称及び所在並びに拠出する財産の価額)

第5条 この法人の目的である事業を行うため、設立に際して、設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりである。

住 所 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

設立者 野辺地町

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 前条に規定する財産は、この法人が第4条の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加えることができる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 この法人は、定款及び第1項の書類のほか、監査報告を5年間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数等)

第12条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会会長、1名を評議員会副会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員会で選任する。
- 4 評議員会副会長は、評議員会会長が指名し、評議員会会長不在のときはその職務を行う。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

(評議員の資格等)

第14条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・一般財団法人法」という。）第173条第1項で準用する同法第65条第1項に規定する者は、評議員になることはできない。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理するとともに進行に当たる。

(決議)

第22条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員会長及び選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の理事長をもって一般社団・一般財団法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第30条 理事、専務理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事に対しては、評議員会において定める役員及び評議員の報酬等に関する規定に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は事務局長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成交の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、野辺地町に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

(設立時評議員)

1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 奥寺幸雄、柴崎民生、野坂幸子、橋本邦夫

(設立時役員)

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 中谷純逸、・田国彦、井口豊次、後藤和久、蛭名進一

設立時監事 三上郁夫、加藤宏之

(最初の事業年度)

3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

以上、一般財団法人野辺地町観光協会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成26年3月13日

設立者 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町

野辺地町長 中 谷 純 逸

(附則) 本定款は、令和3年5月28日から適用する。